

小牧市国民保護計画の一部変更新旧対照表

頁	変更後	変更前	変更理由
<p>第2編 第1章 第4 (P20)</p>	<p>2 警報等の伝達に必要な準備 (1) (略) (2) 防災行政無線の整備 市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要な防災行政無線等の有効な運用を図るとともに伝達範囲の拡大を検討する。 また、全国瞬時警報システム(J-ALERT)(国において開発された、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の防災行政無線等を起動し、情報伝達を行うシステム)の運用を確実に実施する。</p>	<p>2 警報等の伝達に必要な準備 (1) (略) (2) 防災行政無線の整備 市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を検討する。</p>	<p>全国瞬時警報システム(J-ALERT)自動起動機整備に伴う変更</p>
<p>第3編 第4章 第1 (P41)</p>	<p>2 警報の内容の伝達方法 (1) (略) (2) 全国瞬時警報システム(J-ALERT)を用いた場合の対応 全国瞬時警報システム(J-ALERT)により、瞬時に国から警報の内容が送信された場合は、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達する。 (3) (略) (4) (略) (5) (略)</p>	<p>2 警報の内容の伝達方法 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略)</p>	<p>全国瞬時警報システム(J-ALERT)自動起動機整備に伴う変更</p>